物	件	明	細
---	---	---	---

		_		175							
物	件番号 7	所在地 (路線名)		町三丁目426番2外6筆の 道泉大津美原線綾園高架	· 交通 · 機関		北助松縣 约800m	最 低 占用料 (年額)	1,042,010円/年	占用期間	5年
			1向 [*]					(年額)			
L	地の概要	Ę					特記事項				
面	ī 積	積 占用許可対象面積 1,546 m ²					1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。				
				2 占用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。							
接	接面道路 南側:府道·幅員約11.0m·舗装有·高低差無(一方通行)										
0)状況			舗装有・高低差無(交互			3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府鳳土木事務所及び大阪府泉大津警察署と協 議し、許可を得てください。				
							現状のアスファルト舗装は傷んでいます。アスファルト舗装、ネットフェンス、排水設備及びそ				
		市街化区域内					の他の施設又は工作物の撤去、形状変更等については大阪府鳳土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう適切な場所に保護柵等を設置して				
	都市	用途地均	或	第二種住居	地域		ください。なお、それらの設備等に要する費用は全て占用者の負担となります。				
法	計画法	地域地区	<u> </u>				(お問合オ	つせ先) 鳳土木事務所 管	· 理課 電話 072-273-0123(代	`	
令		建ぺい苺	≅ 6	0% 容積率		200%		鳥エグ争物が E 泉大津警察署 交			
を基		・道路法(主要地方道泉大津美原線区域内)									
座しづ		•消防法									
<	その他	•建築基準法						4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは、流さないでくだ さい。排水等の処理については、泉大津市と協議してください。			
制限	の	•文化財保護	護法(大園遺跡	†)			(お問い合わせ先)				
PIX	法令等	章				泉大津市都市政策部下水道課 電話0725-33-1131(代)					
		,此与於林				 5 対象地中	央を東西に横断っ	する側溝にはグレーチングがありま	Eせん。必要がね	- 5れば占用者にお ┃	
そ0)他条件	他条件 火気厳禁			いて設置	してください。その	際は、ゴムパッチンの貼り付けなる	ど、騒音防止策	を講じてください。		
		配管等の状況 照会先及び電話番号					」 また、排水機能の維持に努めてください。なお、それらの整備等に関する費用は全て占用 負担となります。				
/#	区分	対象地周辺		照会先及	グ電話番	· 亏	RECOVE 16				
供給	公営	本管	引込管	大阪広域水道企業団	高石水道 [.]	センター					
処	水道 ———	有	無	072-275-6426			│ 6 対象地へ電力等を供給する際、道路を跨いだ架線での供給は出来ません。地中から │ てください。対象地内の引込柱は使用できません。工事については大阪府鳳土木事務				
理	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081			供給処理施設機関と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件				
施設	————	有	無				については、全て占用者において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代)				
の	都市	本管	引込管	大阪ガスネットワーク株式会社							
状	ガス 	有	無	06-6202-2141			関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800 - 777-3081				
況	公共	本管	引込管	泉大津市都市政策部	下水道課						
	下水道	有	無	0725-33-1131(代)							(裏面へつづく)

特記事項

- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。さらに上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占用者の負担となります。
- 8 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合や、緊急時に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、橋梁点検及び補修工事の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただきことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の負担となります。橋梁周辺等の利用に当たっては、大阪府鳳土木事務所と協議してください。

(お問い合わせ先)

大阪府鳳土木事務所 維持保全課 電話 072-273-0123(代)

9 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「大園遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。各市と協議してください。 (お問い合わせ先)

【高石市域】

岸和田市教育委員会生涯学習部 郷土文化課文化財担当 電話 072-423-9688 ※令和4年度から、高石市の埋蔵文化財事務が岸和田市に委託されています。 【和泉市域】

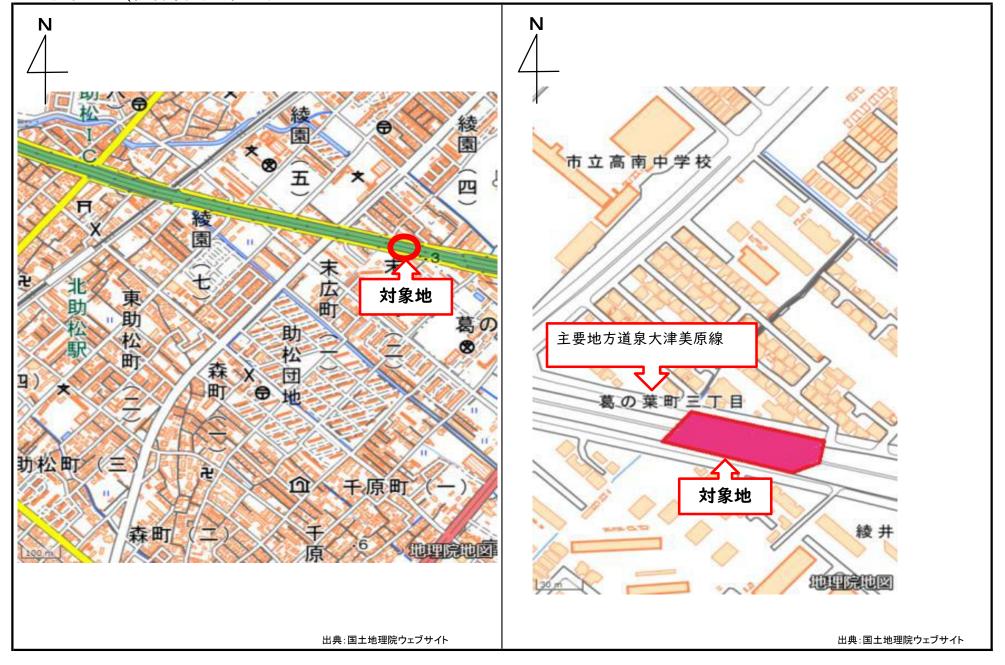
和泉市教育委員会生涯学習部 文化遺産活用課 電話 0725-99-8163 【泉大津市域】

泉大津市教育委員会 生涯学習課 電話 0725-33-1131(代)

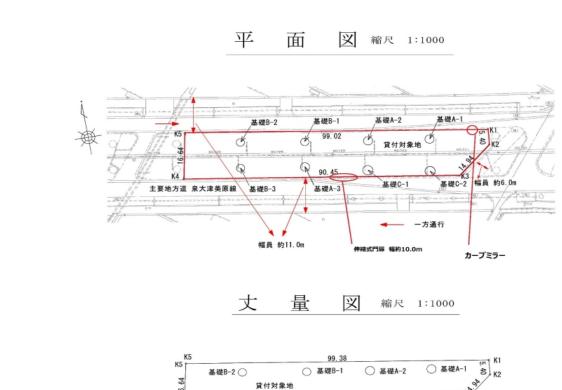
10 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水 の落下がありますので、あらかじめご了承ください。

- 11 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- | 12||土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者におい | て行ってください。
- 13 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占用が起因する場合、占用者に復旧を求めることがあります。
- 14 対象地内のカーブミラーは、近隣自治会が設置したものですので、撤去・移動はできません。
- 15 対象地の西側の境界には、対象地内にフェンス等を設置して、使用範囲を明確にしてください。 なお設置したフェンス等の維持管理については占用者で行ってください。また、設置等に必要な 費用等は、占用者の負担となります。
- 16 対象地の西側の境界に、占用者においてフェンス等を設置して、境界を明確にして管理してください。
- 17 基礎B-1と基礎A-2の間に地下構造物が存在します。掘削などにより、損傷させないでください。

(1)位置図 (物件番号:第7号)



(2)平面図 (物件番号:第7号)



基礎B-3 ○

○ ^{基礎C-1}

○ 基礎A-3

90.45

面積

全体面積	点 名	X座標	Y座標	Xn•(Yn+1-Yn-1)	
	K1	8.662 9.620		864.424290	
	K2	3.278	-31.085274		
	K3	-7.918 0.137		794.563382	
	K4	-8.816	-90.312	792.514320	
	K5	7.814	-89.758	780.868648	
		倍 面 積	3201.285366		
		面 積	1600.642683		
控除面積	基礎名	控除面	面 積		
	Α	3.14×1.50	21.195000		
	В	3.14 × 1.35	17.167950		
	С	3.14 × 1.65	17.097300		
		面 積	55.460250		
	1600.642683-55.460250			1545.182433	
合 計			1546 m ²		

図 面 名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	令和7年10月23日
事業者名	大 阪 府